

発電設備の点検結果に係る再発防止対策の行動計画（報告）の概要について

1. 「再発防止対策の行動計画」報告の背景

当社は、経済産業省原子力安全・保安院からの指示「発電設備に係る点検について」(平成18・11・30原院第1号)に基づく点検調査を行い、その結果について平成19年3月30日に報告し、そこで判明した不適切な事象については、その背景にある原因を究明し、再発防止対策をとりまとめ平成19年4月6日に「発電設備点検調査による全社的な再発防止対策への取組み（報告）」を報告した。

一方で、報告に対して、経済産業大臣から厳重注意を受けるとともに、全社的な再発防止対策について、今後のスケジュールを含めた具体的な行動計画を定めて、平成19年5月21日までに報告するよう指示を受けるなどの対応が国から求められている。

以上のことから、当社は、平成19年4月6日報告の当社再発防止対策および国から求められている対応を確実に実施するために、それぞれについて必要なスケジュール等を明確にした行動計画をとりまとめ報告するものである。

2. 当社の再発防止対策

当社は、平成19年3月30日に報告した不適切な事象の各事象に共通する背景要因分析を行い、その結果から明らかとなった課題と従来の取組みの評価を踏まえ、現在実施している原子力品質保証体制総点検における再発防止対策との共通項目を含め、全社的な再発防止対策として、「気づく」・「話す」・「直す」という3つの取組みを強化・充実していくこととした。

3. 経済産業大臣指示等への対応

当社の再発防止対策への取組みに加え、以下の国から求められた再発防止対策についても対応を実施していく。

- (1) 経済産業大臣「発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の対応について（厳重注意及び指示）(H19.4.20)」
- (2) 原子力安全・保安院評価書「発電設備の総点検に関する評価と今後の対応について(H19.4.20)」
- (3) 原子力安全・保安院「発電設備の総点検に係る今後の対応30項目の具体化のための行動計画(H19.5.7)」
- (4) 行政処分「保安規程の変更命令(H19.5.7)」

4. 再発防止対策の行動計画の策定・フォロー

当社は、再発防止対策および経済産業大臣指示等への対応を確実に実行するために、必要なスケジュール等を明確にしたアクションプランを取りまとめた。表1にその概略を示す。全体としては、実行可能なものから実行し、遅くとも平成19年度上半期を準備期間とし、下半期に具体的な行動を実行することとした。

このフォローについては、すでに設置している「発電設備点検指示に係る調査・対策委員会」において、今後、引続きその実施状況および実効性を検証するとともに、確実に機能するまで検証を継続する。

また、適切な時期に、学識経験者、弁護士などの外部アドバイザーにより、実施状況および実効性に関する検証・意見を受ける。

なお、「発電設備点検指示に係る調査・対策委員会」による検証完了後も、継続性のある再発防止対策については、引き続き実施し、内部監査部門が適宜実施状況を確認する。

5. まとめ

今後、遅くとも平成19年度上半期に準備、下半期に具体的な行動を実行し再発防止対策を計画的に実行していくことはもとより、適宜実施状況を確認しながらPDCAを廻していくとともに、地域の皆さまのご意見を伺い、不適切な事象を発生させない、見過ごさない企業風土、組織文化を醸成することで、社会の信頼回復に向けて継続的に取り組む所存である。

表1 再発防止対策の実行計画の概要

再発防止対策		平成19年度											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
【気づく】 取組みの推進	全体計画の検証・確認を行う。	「発電設備点検指示に係る調査・対策委員会」を適時開催											
	企業倫理・法令遵守の徹底について、社長がメッセージを発信する。	社長メッセージの発信(4/6) 社内誌に掲載(5月号)											
	技術部門間、事務・技術部門の人事交流を推進する。	部門間での人事交流の継続実施				部門間での人事交流の継続実施							
	「企業行動指針」(法令遵守、企業風土関係)において、不適切事象の防止に係る項目を追加する。	企業行動指針見直し		企業倫理研修等での啓発の実施									
【話す】 取組みの推進	外部機関によるピアレビュー(原子力部門)、事業所間ピアレビュー(原子力部門以外)を実施するとともに、部門間の情報交換を充実する。	外部機関ピアレビュー(原子力)		事業所間ピアレビュー(原子力以外)		部門間での情報共有							
	技術者に対する企業倫理・法令遵守教育を充実する。	教育の年間計画の策定等				教育の実施							
【直す】 取組みの推進	各層での対話を充実する。	各層の対話活動の計画および実施				各層の対話活動実施							
	技術関係現場の法令遵守に関する問題・課題を吸い上げる仕組みを充実する。	仕組みの構築		仕組みの試運用		仕組みの本格運用							
	社外とのコミュニケーションを充実する。	電事連、他産業、BWRオーナーズグループからの情報収集・共有化		電事連、他産業、BWRオーナーズグループからの情報収集・共有化		地域社会とのコミュニケーションの継続実施							
【直す】 取組みの推進	技術関係現場の法令遵守に関する問題・課題を改善する仕組みを充実する。	仕組みの構築		仕組みの試運用		仕組みの本格運用							
	法令遵守に関する内部監査を強化する。	計画		監査・考査の実施		監査・考査の実施							
	法令解釈・手続き等の明確化を含め、業務マニュアル等を充実する	洗い出し		マニュアルの整備		マニュアル運用							
【直す】 取組みの推進	経済産業大臣指示	当社の各取組みの推進と連携しながら適切な対応を図っていく											
	保安院評価書で示された対策	国の検討状況を踏まえる等により、必要な対応を図っていく											
	保安規程の変更命令	変更届出		検討・準備		運用		運用					

詳細は別紙2に記載

詳細は別紙3に記載

以上